

議第112号

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成24年6月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例の一部を改正する条例

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（平成21年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例

第1条中「同じ」を「「造林公社」という」に、「および財団法人びわ湖造林公社（昭和49年3月26日に財団法人びわ湖造林公社という名称で設立された法人をいう。）（以下「県造林公社等」という。）の債務」を「の債務（旧財団法人びわ湖造林公社の債務を含む。）」に、「県造林公社等の」を「造林公社の」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「県造林公社等に」を「造林公社に」に、「県造林公社等と」を「造林公社と」に改める。

第2条の前の見出しおよび同条を削る。

第3条第1項から第4項までの規定中「県造林公社等」を「造林公社」に改め、同条を第2条とし、同条に見出しとして「（特別な関与）」を付し、第4条を第3条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。